



はじめに

今回の事案は、身寄りのない成年被後見人に係る成年後見業務、破産手続開始・免責許可申立て及び任意整理等（以下「債務整理等」という）に関する事例紹介です。若輩者の経験談であり、乱筆・乱文となり畏れ入りますが、よろしくお願ひいたします。

今般、私が寄稿させていただいた記事内容が、後見業務に取り組まれる方々の執務において、少しでもお役に立てることができましたら、望外の喜びです。

1 事案の概要

被後見人ご本人（以下「Aさん」という）は、認知症に罹患した60代の男性で、X市内の養護老人ホームに入所されていました。Aさんは経済的に苦しく身寄りもないため、従前、X市の担当職員がAさんに関する事務手続を代行されていたようです。

そんな折、「Aさんについて、債務整理等が必要である」との判断から、X市長による後見開始の審判申立てがなされ、私が受任する運びとなりました。初めにご相談いただいたときは、正直、自分が受任できるのかどうか迷いましたが、「Aさんは身寄りもなく、大変お困りである」ということで、「俺がやるっきゃない！」と（勝手に）意気込んで、受任させていただきました。

後見開始の審判が確定し、早速、Aさんご本人、X市の担当職員及びAさんの入所先施設の担当者と面談し、申立てに至るまでの経緯等をヒアリングしました。Aさんの養護老人ホームへの入所措置は既に完了していましたので、次のステップとして、Aさんの財産状況等を正確

に把握し、収支の見通しを立てた上で、債務整理等を行うという方針を確認したのでした。

AさんがX市の担当職員に初めて相談した当時は、Aさんはまだ会社に勤めていて、1人暮らしをしていたようですが、その時点で、既に複数の信販会社や消費者金融等からの借入れがあり、精神的に相当追い詰められていたようです。誰かに追いかけられたり、ピストルで狙われていたりといった妄想等の症状がみられたようで、その後、間もなく認知症を発症し、精神病院への入院を経て、現在の入所先施設に移られたようです。

Aさんの親族関係を確認したところ、県外に双子の兄弟がいらっしゃるもの、その方も重度の病を患っており、本件に関与することは不可能である状況でした。また、Aさんには過去に結婚歴があったのですが、既に離婚していて、Aさんの生活をサポートしてくれそうな方はいらっしゃらないことがわかりました。

また、Aさんの財産関係を確認したところ、積極財産は数十万円の預貯金と国民年金のみで、借入金等の未払い債務は、手元の資料を確認した限りでも、200万円以上に上る状況でした。

こうして、Aさんの親族関係及び財産関係について、一定程度は把握できたものの、職歴・預貯金以外の財産の有無・未払い債務等、依然として不明確な部分もあり、「事実関係の調査が難航しそうだな」という予感がしたのでした。

2 事実関係の調査

事実を正確に把握するため、Aさん自身はもちろんのことX市の担当職員及びAさんの入所

先施設の担当者に対するヒアリング等を丹念に行い、手元の資料で確認できるだけの債権者に対して、Aさんの法定代理人に就任した旨の資格証明書（いわゆる「受任通知」に相当する私文書と、後見に関する登記事項証明書を指しており、以降も同様）及び債権調査票を送付し、取得できる資料はすべて取り寄せました（貸金業法21条1項9号参照）。

結果として、職歴はどうしてもわからなかつたのですが、預貯金以外の財産の有無や未払い債務については、時間がかかったものの判明しました。以下に、その調査方法等について簡単に紹介します。

（1）自動車

Aさん宛てに届いていた郵便物を一つひとつチェックしていると、1通の年賀状が目に留まりました。記載内容はごく普通のものでしたが、差出人が弁護士でした。

「弁護士から年賀状を受け取るということは、もしかしたら、Aさんは、最近、当該弁護士に対して何か相談したことがあるのではないか？」そして、「当該弁護士は、Aさんについて何か知っているのではないか？」と推測しました。

早速、年賀状に記載されていた連絡先を頼りに、当該弁護士に連絡をしたところ、「従前Aさんから相談を受けていて、生活保護の申請を念頭に、諸々の手続を行う予定であったが、ある日、急に連絡がとれなくなり、Aさんとの委任契約は未締結の状態で、当該弁護士としてもどのように対応すべきか困っていた」とのことでした。

当該弁護士によれば、「Aさんは軽自動車を所有しており、自動車検査証の写しなら手元にある」とのことでしたので、その自動車検査証の写しをいただき、Aさんがかつて自動車を所有していたという事実を確認できました。ただ、Aさんはその時、既に何らかの方法で当該自動車を手放していたようで、当該自動車の処分時期や処分方法については、結局わかりませんでした。

（2）未払い債務

未払い債務については既に把握できていた（…つもりでした）が、念のため、上記（1）と同様に、前述の弁護士にヒアリングしたところ、当初私が認識していた債務以外にも、消費者金融に対する数十万円の未払い債務が存在することが判明しました。

そこで、早速、当該債権者に対しても、Aさんの法定代理人に就任した旨の資格証明書及び債権調査票を送付しました。これには、本当にヒヤリとしましたが、念のため確認しておいてよかったです。

3 債務整理等

（1）意思無能力に基づく契約（更新）無効の主張

未払い債務の中には、火災保険料がありました。Aさんは既に自宅建物から退去済みであったにもかかわらず、当該建物に関する火災保険契約の（自動）更新通知が届いており、当該保険料の支払を催促する文書も何度か送達されていました。

契約更新とみなされた日付をみると、Aさんが認知症と診断された後の日付であったため、当該保険会社に対してAさんの法定代理人に就任した旨の資格証明書を送る際、あわせて、「意思無能力に基づく火災保険契約（更新）の無効」を主張したところ、保険料未払いのため、保険契約が失効した取扱いとなりました。

（2）任意整理を行うか否かの判断

信販会社（から債権譲渡を受けた債権回収会社）及び消費者金融に対する未払い債務については、Aさんが認知症に罹患する前に有効に締結した契約に基づく債務であり、上記のように意思無能力に基づく無効等の主張は構成できませんでした。

そこで、未払い債務について任意整理を行うべきか、それとも（任意整理を行うまでもなく）破産手続開始・免責許可申立てを行うか、の判断で相当悩みました。

なぜなら、債務の額や弁済期について債権者と協議・和解をすれば債務を弁済できる程度の収支見通しであれば格別、およそ債務の支払が

期待できないような見通しであるならば、直ちに破産手続開始・免責許可申立てを行うべきであると考えられるためです。「時間をかけて任意整理を行う必要性と合理性があるのかどうか」という問題意識がありました。

この点については、時間をかけて調べましたが、確たる情報は得られませんでした。そこで思い切って、実務に精通した弁護士数名に相談することにしました。弁護士に対して、Aさんの置かれた状況を（守秘義務の範囲内で）正確にお伝えし、アドバイスを求めました。その結果、任意整理をするまでもなく、直ちに破産手続開始・免責許可申立てを行ったほうがよいのではないかとの結論に至ったのです。

もちろん、最終的には私の責任において判断したわけですが、やはり、実務家の見解は非常に具体的で的確なものであり、本当に助けになったと感じています。

(3) 破産手続開始・免責許可申立てにおける雑感

裁判所への申立ては書面によるものとされていますが、私はこれが結構面倒であると感じました。行政手続等のIT化が進められていることもありますので、例えば、登記申請における「申請用総合ソフト」のようなオンラインシステムが、裁判所においても導入されることを切に願っています。

4 ご本人の様子と今後のこと

Aさんは定期的に精神病院へ通院し、薬を服用しながら生活していることから、精神的にはだいぶ安定したようで、穏やかに過ごすことができています。私は時々、Aさんのもとへ面談に伺うのですが、非常に穏やかな表情で、いろいろなお話をしてくださいます。

また、Aさんの入所先施設の担当者の話によると、Aさんは90歳くらいのおばあさんに非常に気に入られ、いろいろとお世話になっているようです。おばあさんからしてみれば、自分の子どものような感じがしているのかもしれないとのことでした。その状況について、最初、Aさんは嫌がることもあったそうですが、今では（諦めて？）ゲイゲイくるおばあさんのお世話

になっており、Aさんとしても、まんざらでもないようです。そんなエピソードをお聞きしながら、本当によかったなあと感じました。

今後においても、関係者のお力添えを得て、身寄りのないAさんの生活を見守ることとなります。①Aさんが入院された場合など、現在の入所施設を離れた際のサポート体制をどうするのか、②Aさんについて本人の同意を要するような医療行為が必要となった場合どのように対応すべきか、③Aさんの死亡直後に必要となる手続（葬儀・納骨等）をどのように進めるべきか、④相続人への相続財産の引渡しなど、ご本人に身寄りがないからこそ発生する様々な課題があろうかと思います。そのときに備え、Aさんご自身のお考えを聴き取る努力を継続するとともに、私も自分なりに勉強し、諸先輩方のアドバイスも伺いながら、各場面での対応について関係者や家庭裁判所と協議しておきたいと思います。

5 実務上の留意点（本件におけるポイント）

(1) 諦めないこと

被後見人ご本人が身寄りのない方である場合、身分関係や財産関係について手がかりが少なく、不明な点が多いことは仕方がないのかなと思います。しかしながら、後見人は善管注意義務を負い（民法869条及び644条）、被後見人の法定代理人として行動する以上、できるだけ不明な点を解消するよう努力する必要があるのだと思います。「何とかわからないかな？」と粘り強く取り組んでいれば、1つくらいは名案が浮かぶのだと、本件を通して実感しました。

今回は、たまたま1通の年賀状をヒントに重要な参考情報を得られたわけですが、それがなかったらとすると…、何とも恐ろしいものです。

(2) 餅は餅屋（専門家ネットワークの構築と活用）

上記(1)とは矛盾することのように思えますが、ときには「諦め」も大事なのだろうと思います。私は、債務整理等の代理を日常的な業務としてはいないため、当初から能力の限界があったわけです。したがって、もし今回の依頼

が、後見業務としての債務整理等ではなく、本人の意思に基づく債務整理等の依頼であれば、私は自分の能力の限界を踏まえて受任するか否かを判断し、必要に応じて他の専門家を紹介することも考えたのだろうと思います。

しかし、本件は、身寄りもなく困っている認知症の方からの依頼だということで、受任者を探すことの困難性を考慮し、思い切って受任しました。ただし、時間が無限にあるわけでもなく、いたずらに時間ばかりかけても本人の利益にならないので、自分の能力の限界を素直に認め、「その道のプロ」のアドバイスをいただくという決断をしました（もちろん、自分で調べるべきと考えられる部分は徹底的に調べました）。

結局、私が採った方法は、普段お世話になっている同じ世代の弁護士で、債務整理等に詳しい方にアドバイスを求めるということでした。「餅は餅屋」というマインドでつながっている弁護士は、私からの相談にも快く応じてくださり、「こういう場合があり得るよ」とか「こんな場合はこうしたらいいかもよ」という具合に、想定される様々なリスクを考慮し、非常に実践的なアドバイスをくださいました。このことは本当にありがたかったです。

また、後見業務に取り組む際には、後見人だけではご本人の身上監護まで十分ケアすることが困難であるため、福祉専門家との連携も必要不可欠であると考えています。今までも、そしてこれからも、関係各位のお力添えを得ながら、ご本人の利益を最大化できるよう、後見業務に取り組んでいきたいと考えています。

もちろん今回の事案とは逆に、私が他の専門家から登記手続に関する質問や相談を受けた場合には、登記の専門家である司法書士として、きちんと回答および根拠のレポートを差し上げるように取り組んでいます。このように、各分野の専門家たちが手を取り合って、支え合えるということは本当に心強いですし、何より、クライアントの利益につながるのでないかと考えています。

(3) 参考書籍

本件に取り組む際に私が参照した書籍を紹介させていただきます。日常的に債務整理等の業務を行っていらっしゃらない方が、本件のような事案に取り組まれる場合などでは、参考としていただけるかもしれません。

なお、破産手続開始・免責許可申立てについては、裁判所ごとに手続細部の取扱いが若干異なる場合もあるようですので、書籍等での確認に加えて、手続の詳細については管轄裁判所まで事前に確認されることをお勧めします。

- ① 東京弁護士会倒産法部編『破産申立マニュアル [第2版]』(商事法務、2015年)
- ② 松江頼篤ほか編著『改訂 事件類型別弁護士実務ハンドブック』(ぎょうせい、2016年)
- ③ 長瀬佑志ほか『若手弁護士のための初動対応の実務 [新版]』(日本能率協会マネジメントセンター、2017年)
- ④ 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産実務Q&A 200問』(金融財政事情研究会、2012年)

執筆者プロフィール

氏名	高橋吉成 (たかはし よしなり)
生年月日	昭和57年生まれ
出身地	新潟県妙高市 (旧新井市)
出身校	新潟県立高田高等学校 卒業 京都大学法学部 卒業
所属ゼミ	山本敬三先生 (民法) 中森喜彦先生 (刑法)
経歴書	株式会社ジャパンエナジー (現JXTGエネルギー株式会社) へ入社。同社鹿島製油所及び本社において、物流及び生産管理の各部門を担当。 司法書士遠藤事務所へ入所し、勤務しながら司法書士試験合格。 司法書士法人鈴木事務所へ入所。 高橋吉成司法書士事務所 (http://the-js-office.com/) を開設。